

仕 様 書

項 目	内 容
1 品名	レギュラーガソリン
2 規格・品質	JIS 2号
3 契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月 31 日
4 年間見込数量	34, 288リットル
5 納入場所	売主が所有し、新発田地域振興局庁舎(新発田市豊町3-3-2)から片道 2 km以内の距離に所在する給油所
6 給油対象所属 及び公用車台数	新発田地域振興局 計 67 台(令和8年4月予定) 〔 内訳 企画振興部 3台、県税部 4台、 健康福祉環境部 13 台(児童・障害者相談センター含む)、 農業振興部 14 台、農村整備部 9台、 地域整備部 24 台 〕
7 代金の請求方法	売主は、1か月ごとにその月に買主に引き渡した物品の数量を取りまとめ、その翌月以降において、買主に対し請求書により、上記6の所属ごとにその代金の支払を請求するものとする。
8 その他	(1)買主が物品を買い入れる際に必要となる携帯品がある場合、売主は初回給油時までには買主に交付するものとする。 (2)買主が物品を買い入れようとするときは、売主に対して数量、納入期限等を通知して発注するものとする。この場合、買主が急を要する時は、売主は営業時間外であっても拒否することができないものとする。 (3)買主が物品を買い入れる際、売主は登録番号により対象車両の確認作業を行うものとする。 (4)契約の変更 ア 契約単価について、市況の高騰又は下落により著しく不合理であると認められる場合は、買主と売主が協議して変更するものとする。 イ アのうち、石油卸売り価格の変動等に基づく契約金額の変更については、次に定めるところによる。 (ア)契約金額の変更は、契約日(変更契約を行った場合は、当該変更契約効力発生日)現在における売主の販売店の現金販売価格と変動があった日の現金販売価格との差額が2円以上となった場合に行う。 (イ)変更後の契約金額は、当初の契約金額(変更契約を行った場合は、当該変更後の契約金額)に(ア)の差額に相当する金額を加えた額又は減じた額とする。